

学習院大学「ブルズ・アイ倶楽部」規約

【施行】平成元年7月

【改正】平成7年5月

平成13年10月

平成15年11月

平成19年12月

平成20年11月

平成21年10月

平成23年12月

(名称)

第1条 本会は学習院大学「ブルズ・アイ倶楽部」と称する。

(目的)

第2条 本会は学習院輔仁会大学支部運動部会アーチェリー部（以下「アーチェリー部」という）の発展及び卒業生と現役との親睦を図ることを目的とする。

(平成20年11月改正)

(会員の資格)

第3条 本会は次の i 及び ii のいずれかの者をもって正会員とし、iiiの者をもって特別会員とする。

- i. 学習院大学を卒業時アーチェリー部に所属していた者。
- ii. 学習院大学在学中にアーチェリー部に所属したことがあり、本会入会の意志のある者。
- iii. アーチェリー部に著しい貢献をし、ブルズ・アイ倶楽部会長及び理事長の推薦により総会で承認を得た者。

(平成20年11月改正)

(組織及び構成)

第4条

(1) 本会に次の役員を置く。

- i. 会長 1名
- ii. 副会長 1名
- iii. 理事長 1名
- iv. 副理事長 1名
- v. 理事 若干名
- vi. 監事 1名
- vii. 卒業生係 若干名

(2) 本会の重要事項を決定するため、本会に総会を置く。正会員は、総会に出席して意見を述べる権利及び議決権を有する。

(3) 本会の会務の執行を決定するため、本会に理事会を置く。理事会における議決権者は正副会長、正副理事長、及び理事とし、これらの者は、理事会に出席して意見を述べる権利及び義務を有する。

(4) 総会及び理事会に関する手続事項は、別に定めるところによる。

(平成13年10月改正)

(平成19年12月改正)

(平成20年11月改正)

(平成21年10月改正)

第5条

- (1) 正副会長及び正副理事長は正会員の中より総会出席者の過半数により認められた者がこれに当たる。
- (2) 理事は正会員の中より会長が指名し、総会出席者の過半数により認められた者とする。
- (3) 監事は、正会員の中より理事会が指名し、総会出席者の過半数により認められた者とする。
- (4) 卒業生係は、現役部員の互選によって選定する。

(平成20年11月改正)

(任期)

第6条

- (1) 正副会長、正副理事長、理事及び監事の任期は4年とし、就任後第4回の総会終了の時までとする。但し、再任を妨げない。卒業生係の任期は、その在任期間とする。
- (2) 補欠または増員として選任された役員の任期については、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

(平成20年11月改正)

第7条

役員の職務は次の通りとする。

- i. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ii. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は代わって会務を統括する。
- iii. 理事長は、事務局の長として、本会の事務処理を統括する。
- iv. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の場合は代わって事務処理を統括する。
- v. 理事は、正副会長、正副理事長とともに理事会を構成し、本会の会務の執行を決定する。
- vi. 監事は、本会の会務執行、財産及び会計の状況を監査し、総会に報告する。
- vii. 卒業生係は、本会与現役部員間の連絡調整を行う。

(平成20年11月改正)

第8条

- (1) 理事会の会務執行の決定に基づいて本会の事務処理を行うため、本会に事務局を置く。
- (2) 事務局は正副理事長、理事及び卒業生係をもって構成する。

(平成20年11月改正)

第9条

事務局は理事長、各理事及び現役の卒業生係をもって構成する。

- (1) 本会は、顧問及び相談役を置くことができる。
- (2) 顧問は、アーチェリー一部部長がこれに当たるものとする。
- (3) 相談役は、正会員の中より理事会が指名し、会長が委嘱する。

- (4) 会長は、本会の運営のため必要な意見を、顧問及び相談役から求めることができる。
- (5) 顧問の任期は、アーチェリー一部部長の在任期間とし、相談役の任期は、第6条の規定を準用する。
(平成20年11月改正)

(活動)

第10条 本会は次の活動を行う。

- (1) 総会、懇親会を年1回、開催する。
- (2) 総会において、現役より試合結果、現役の活動予定、及びOBに対する要望事項等の報告を受け、理事長より会計報告、監事より監査報告を受けるほか、重要と思われる事項につき、審議・議決を行う。
- (3) 懇親会においては、会員及び現役の親睦、交流をはかる。
- (4) 会員の個人情報の取り扱いは、個人情報保護法に則って行う。
- (5) 会員相互及び現役との親睦、交流を図るため、ホームページの運用及び管理を行う。
- (6) その他、必要と認める活動。

(平成20年11月改正)

(運営費)

第11条

- (1) 本会は、期会費、懇親会費、寄附金、その他の収入を運営費に当てる。
- (2) 期会費はどちらかを選択する。
 - i. 一括納入の場合は4年間で10,000円とし、ブルズ・アイ倶楽部の下記いずれかの口座に振り込む。
 - ① 三菱東京UFJ銀行 小松川支店 店No.463
普通預金 口座No.1083602
【口座名】学習院大学ブルズアイ倶楽部
 - ② ゆうちょ銀行 振替口座 00130-2-299551
【口座名】学習院大学ブルズアイ倶楽部
 - ii. 自動口座振替の場合は、1年間で3,000円とし会員指定金融機関口座より引落しをする。
- (3) 1985年(昭和60年)以降、上記会費の納入額が50,000円を超した会員は永久会員とし登録をし、その時点をもって期会費は一切徴収しない。
- (4) 懇親会費はその都度、徴収する。

(平成20年11月改正)

第12条

- (1) 前条の運営費の使途は次の通りとする。
 - i. 通信連絡費(葉書代、切手代、電話代など)
 - ii. 連絡事務費(封筒代、コピー代など)
 - iii. ブルズ・アイ発行援助金(印刷費など)
 - iv. 監督、コーチ援助金(合宿費、交通費など)
 - v. 部に対する援助金(全日本アーチェリー連盟、全日本学生アーチェリー連盟が主催する大会に出場した者の交通費、宿泊費を援助)
 - vi. 記念式典に対してのお祝い金、交通費(全日本アーチェリー連盟、全日本学生アーチェリー

一連盟、桜友会等)

vii. 学習院関係への寄付など雑費

但し、iiiからviiに関する支出については理事会において承認を要する。

(平成20年11月改正)

(平成23年12月改正)

(2) 前頁ブルズ・アイ発行援助金については、総額の50%を期会費から援助する。

(昭和63年6月決定)

尚、援助金を請求するためには下記の手続きをとるものとする。

発行する年代の代表者は、発行することが決定した時点に於いて、必ず、理事長に「発行開始日」「完成予定日」「概算費用(総額)」の3項目を連絡すること。

同代表者は、ブルズ・アイ誌巻末の「規約」ならびに「会員名簿」の版下校正チェックを必ず事前に理事長に依頼すること。

理事長はそれを受け、チェックし連絡すること。

同代表者は完成した旨の連絡、実費費用の報告を理事長に必ず行うこと。

理事長はそれを受け、会長に報告し承認を得ること。

ブルズ・アイ誌の発行は毎年9月下旬までに完成させること。

以上の手続きを怠った場合には援助金を支出しないものとする。

(平成7年5月改正)

(3) 前頁監督、コーチ援助金については合宿費、交通費実費を期会費から援助する。

(昭和63年6月決定)

尚、援助金を請求するためには下記の手続きをとるものとする。

監督、コーチは合宿での現役練習状況、成果、私見をまとめること。

「上記項目」ならびに「合宿費、交通費の領収書添付請求書」を合宿参加後、すみやかに理事長に送付すること。

理事長はそれを受け、会長に報告し承認を得ること。

以上の手続きを怠った場合には援助金を支出しないものとする。

(昭和63年8月決定)

(特定目的積立金)

第13条 会長は、運営上必要と認める場合、理事会の承認を得た上、用途を特定の目的に限った積立金を設置し、会員から募ることができる。

(平成20年11月改正)

(慶弔)

第14条 当該倶楽部会員の慶弔に関し下記のとおり制定し、平成15年11月29日より施行する。

(1) この慶弔規程はOB/OG会(ブルズ・アイ倶楽部)としての対応であり、個人での慶弔対応は妨げない。

(2) 下記規程は、あくまでもブルズ・アイ倶楽部事務局に連絡があった場合のみの対応とする。

項目	内容	生花	香典	弔電
死亡	本人	◎	×	◎
	配偶者	×	×	◎
	子女	×	×	○
	実父母	×	×	×
	義父母	×	×	×
	祖父母	×	×	×
	本人の兄弟姉妹	×	×	×

◎ ご本人が同居、非同居に関わらず適用

○ ご本人が同居の場合のみ適用

× 適用対象外

項目	内容	お花	品物	現金
お見舞い	本人が1週間以上入院 (病気/怪我等)	×	×	×

項目	内容	お祝い (品物)	現金	祝電
結婚	本人(倶楽部員同士)	×	×	◎
	〃(倶楽部員外)	×	×	×
	子女	×	×	×

項目	内容	お祝い (品物)	現金
出産	本人	×	×

(3) 名義は全て「学習院大学ブルズ・アイ倶楽部一同」とする。

(平成15年11月改正)

第15条 本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(平成21年10月改正)

第16条 本規約の改正には、総会に出席した会員の3分の2の賛成を要する。